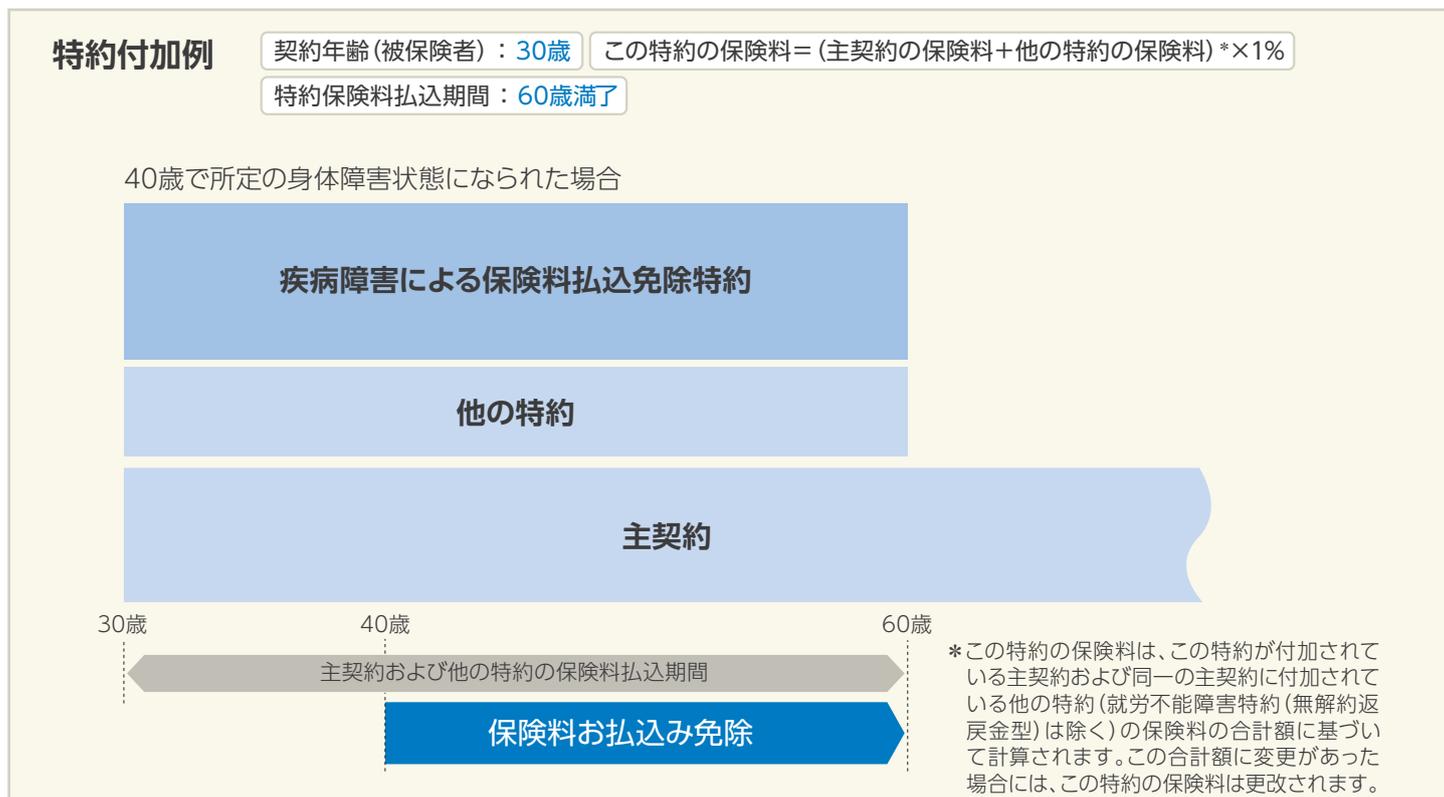


ジブラルタ生命の 疾病障害による 保険料払込免除特約 (無配当)

疾病により所定の身体障害状態になられた場合、
以後の保険料のお払込みをいただかなくても、お客さまの保障を継続できる特約です。



お払込みの免除の対象となる身体障害状態の主な例

疾病を直接の原因として、所定の身体障害状態となられた場合、以後の保険料のお払込みが免除になります。

例えば・・・

- 糖尿病性網膜症・緑内障等の疾病により、1眼の視力を全く永久に失った場合
- 慢性中耳炎等の疾病により、両耳の聴力を全く永久に失った場合
- 脳梗塞・慢性関節リウマチ等の疾病により、1下肢の用を全く永久に失った場合
- 慢性肺気腫等の疾病により、呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けた場合
- 不整脈等の疾病により、恒久的心臓ペースメーカーを装着した場合
- 心臓弁膜症等の疾病により、心臓に人工弁を置換した場合
- 糖尿病性腎症・慢性腎不全等の疾病により、腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けた場合
- ぼうこうがん等の疾病により、ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けた場合
- 直腸がん等の疾病により、直腸を切断し*、かつ、人工肛門を造設した場合

*直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。

※お払込みの免除の対象となる他の身体障害状態もあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

 **ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。**



くわしくは…

お払込みの免除の対象とならない場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の薬物依存によるとき

その他

- この特約には解約返戻金はありません。
- この特約は、主契約に付加してご契約いただけます。主契約によってはお取扱いできないことがあります。
- この特約の保険期間はこの特約が付加されている主契約および同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとなります。
- この特約保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。